

橋爪組郷頭

舟田直治 印

橋爪組郷頭

舟田直治 印

牛沢組郷頭

李右衛門 印

牛沢組郷頭

李右衛門 印

n

伊三郎 方へ

同

伊三郎 印

方へ

この御差紙は、郡役所の四名の堰堤担当役人が連名で出したものであり、岩崎堰普請について、水四組の郷頭に対して人足高を命じたものである。文面は、人足三十人に対し杖衝一丁の割合で持参し、裁判定役

の差図を受け普請するように、ということである。

なお、参考までに、人足高五百人の場合における岩崎大堰御定人足高村別の定があるので、次に示す。

岩崎大堰御定

岩崎大堰御定

人足高村別之覚

人足高村別之覚

一三拾人

中荒井村

一三拾四人

中荒井村

一拾人

東麻生村

一拾式人

東麻生村

一拾人

今和泉村

一式拾老人

今和泉村

一拾人

寺堀村

一拾九人

寺堀村

一拾三人

鷺林村

一四拾三人

鷺林村

一拾九人

本多村

一拾九人

本多村

一四拾五人

下荒井村

一四拾五人

下荒井村